

# 革新的情報通信技術研究開発委託研究

「Beyond 5G研究開発促進事業（電波有効利用型）」  
に係る令和4年度新規委託研究の公募（第1回）  
国際共同研究型プログラム・シーズ創出型プログラム  
応募の際の諸注意事項

情報通信研究機構  
イノベーション推進部門  
委託研究推進室



## 1. 委託研究制度の概要

「Beyond 5G国際共同研究型プログラム」及び「Beyond 5Gシーズ創出型プログラム」は、それぞれ、国際共同研究及び幅広い多様な研究開発を推進するため、開発技術や開発目標について外部の自由な発想に委ね、研究開発提案を広く公募するものです。なお、本公募による研究開発は、電波法第103条の2第4項第3号に規定する研究開発のみを対象とします。

## 2. 公募対象のプログラム

プログラム	研究開発期間	研究開発予算	採択件数
①Beyond 5G国際共同研究型プログラム	契約締結日から ・2023年度まで ・2024年度まで のいずれかを選択 *1	各年度総額で、 1件当たり 最大100百万円 （税込、間接経費 を含む）*2	①②合わせて 10件程度
②Beyond 5Gシーズ創出型プログラム			

\*1：各年度に継続評価を実施し、継続の必要性等が認められた場合には研究開発を継続、認められなかった場合には研究開発を終了します。継続評価やBeyond 5G研究開発促進事業の後年度予算の状況等により、研究開発期間を変更する場合があります。

\*2：提案の予算額の調整を行った上で採択する提案を決定する場合や提案された研究開発課題のうちの一部の研究開発項目のみのように部分的に採択する場合があります。なお、継続評価やBeyond 5G研究開発促進事業の後年度予算の状況等により、各年度の研究開発予算を変更する場合があります。

### 3. 応募資格

- 原則として、日本国内で登記されている企業、大学等であって、日本国内に本公募に係る技術開発のための研究開発拠点を有するものであること。
- 当該研究開発課題に関する技術又は関連技術についての研究実績を有し、かつ当該研究業務を遂行するために必要な研究組織、人員等を有する機関であること。
- 本委託研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- 機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- 研究成果の公開、標準化活動等に積極的な貢献が可能であること。
- 当該研究業務を遂行する人員の中に、機構のパーマネント職員又は有期雇用職員が含まれないこと。また、機構を退職後1年未満の者が含まれる場合には、機構において当該研究開発課題の公募に関与していないこと。
- 提案書類の提出期限の日から採択候補決定までの期間に、当機構から指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、総務省又は他府省等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

なお、提案時に受託中の課題を含め、機構及び他の機関の委託研究の受託者となる期間が重複していても応募できます。ただし、複数の委託研究課題を同時期に受託することとなった場合は、各研究者のエフォート率の合計が100%を超えないよう、適切な研究開発実施体制としてください。

## 4. 応募の単位

- 単独の研究機関が応募することも、産学官連携等による複数の研究機関が共同して応募することも、いずれも可能です。
  - **代表提案者**（代表研究責任者が所属する法人）が、**共同提案者**（法人）等の提案を含め、提案全体を取りまとめて応募してください。
  - 各研究機関の研究分担内容を明確にしてください。
  - 研究グループを構成する研究機関の変更は、「応募提出期限」から「委託期間終了」まで原則としてできません。
  - NICTと委託契約を締結しない（委託経費を主体的に使用しない）研究機関又は個人が、「連携研究者」又は「研究実施協力者」として研究に参加することも可能です。詳細については「事務マニュアル（令和4年度採択課題）」の「3.3 研究開発体制」を参照してください。
    - ◆ **連携研究者**：研究資金を受けずに委託研究の一部を分担して研究を実施。
    - ◆ **研究実施協力者**：研究そのものは実施しないが、委託研究に協力するための研究支援業務を実施（「**社会実装協力者**」：研究開発成果を製品・サービス化等するための協力者を含む）

## 5. 留意事項

以下の留意事項に従って、提案を行ってください。

- (1) 提案書の作成について
- (2) 研究開発実施体制について
- (3) 成果の社会実装等に向けた取組み

## 6. 受託者の選定

提案者から提出された機構所定の提案書を、外部有識者で構成される評価委員会において評価し、その結果を踏まえて機構が委託研究の受託者を決定します。

### (1) 評価委員会での審査

評価項目は次のとおりです。

- ① 研究開発の目標・計画・方法、新規性
- ② 研究開発の能力、実施体制・予算計画
- ③ 成果の展開・普及による社会経済分野、研究分野、知財創出・標準化等への貢献
- ④ B5Gの実現のための研究開発の必要性、電波の有効利用への寄与等

### (2) 機構における審査、受託者選定及び通知

- 評価委員会での評価項目に加えて、機構の観点からも審査を行い、受託者の候補を選定します。
- 選定の結果は、機構から代表提案者に通知します。
- 選定された受託者（代表提案者および共同提案者）の名称、提案課題及び提案の要旨を機構のWebサイトにて公表します。

### (3) 追加資料等

- 受託者選定に関する評価において、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

7. 委託契約

8. 委託研究における評価及び研究成果等

9. 調達物品の取扱い

## 10. 応募に必要な書類

- 応募には、機構所定の提案書類（提案書及び別紙1～14、別紙9除く）の提出が必要です。これ以外の形式で作成されたものでの応募は受理しません。
- ①から⑨及び⑬について、全ての提案者の提出が必須です。⑩から⑮については、該当する提案者のみ提出が必要となります。

- ① 提案書
- ② 必要積算経費一覧表（別紙1）
- ③ 提案概要図（別紙2）
- ④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別紙3）
- ⑤ コンプライアンス体制の整備状況等（別紙4）
- ⑥ 情報セキュリティ管理の実施体制（別紙5）
- ⑦ 官民費用分担に係る申告書（別紙6）
- ⑧ 研究者の経歴等の状況（別紙7）
- ⑨ 研究活動に係る透明性確保に関する誓約書（別紙8）

⑩ 会社等要覧（別紙10）

⑪ 会社等要覧の添付書類

※国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人、上場企業等、会社等要覧の情報をWebサイト等の公開情報から入手できる法人については⑩⑪ともに提出不要です。

⑫ パーソナルデータチェックリスト（別紙11）

⑬ 人を対象とする研究のチェックリスト（別紙12）

⑭ 動物実験の実施体制（別紙13）

⑮ 海外共同研究機関・連携機関との共同研究等の文書（国際共同研究型への応募の場合）

※海外共同研究機関が今回の研究開発課題の研究内容について、政府間合意のある国・地域等の公的機関から既に研究助成を受けている場合又は申請している場合はその旨を証明する資料を提出してください。

※海外共同研究機関や連携機関との共同研究・連携契約（MOU）等の文書（締結前の場合は案文）を提出してください。

⑯ 課題間連携アンケート（別紙14）

## 10.1 提案書について

- 提案書様式の吹き出しに従って提案書を作成してください。
- 応募要領「5 留意事項 (1)提案書の作成について」に挙げている事項を全て記載してください。

## 10.2 必要積算経費一覧表（別紙1）について

- 直接経費、間接経費、消費税は以下のとおりです。
  - 直接経費…「物品費、人件費・謝金、旅費、その他」で構成されます。
  - 間接経費…直接経費に間接経費率を乗じた額とします。
  - 消費税 …直接経費と間接経費の合計に対して、**10%**で計算します。
- 「事務マニュアル（令和4年度採択課題）」の「7 計上経費の費目」に基づいて、研究費の積算を正しく行ってください。
- 研究開発項目の本質的な部分（研究開発要素のある業務）を外注することはできません。
- 間接経費率については、30%を上限として、整数となるように設定してください。
- 研究開発予算は、間接経費、消費税を含む「総額」です。

### 10.3 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する 認定等の状況（別紙3）について

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定し、加点評価します。
  - 厚生労働省による下記の認定状況等を記述してください。認定等を受けていない提案者も提出が必須です。
    - － 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
    - － 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）
    - － 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）
- 複数の研究機関で応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者がそれぞれのシートに記入してください。

## 10.4 コンプライアンス体制の整備状況等（別紙4）について

- 「受託者は、委託業務の実施に当たり研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等をはじめとする不正行為の発生の防止のために必要な措置を事前に講じなければならない」こととしています。
- 提案者のコンプライアンス体制の整備状況等（責任体制、規定類及び研究倫理教育等）について記載してください。
- 複数の研究機関で応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

## 10.5 情報セキュリティ管理の実施体制（別紙5）について

- 情報保全の履行体制を確認できる実施体制図、社内規程等を記載してください。
- なお、「情報保全の履行体制を確認できる実施体制図」とは、単なる組織図ではなく、「履行体制を組織のどの部署がどのようにチェックしているか俯瞰できる資料」のことです。
- 複数の研究機関で応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

## 10.6 研究者の経歴等の状況（別紙7）について

- 全ての研究者について、経歴等の状況を記入してください。
- 複数の研究機関で応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

## 10.7 研究活動に係る透明性確保に関する誓約書（別紙8）について

- 全ての研究者がそれぞれ作成し提出してください。なお、当該誓約書に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について報告を求めることがあります。
- 誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

## 10.8 パーソナルデータチェックリスト（別紙11）について

- パーソナルデータ（個人情報を含む）を取り扱う提案内容の場合には、別紙11の提出が必須です。パーソナルデータについては、「委託研究におけるパーソナルデータの取扱いについて」

[https://www2.nict.go.jp/commission/B5Gsokushin/B5G\\_youshiki/r04/jimu/B5G\\_r04\\_pd\\_manual.pdf](https://www2.nict.go.jp/commission/B5Gsokushin/B5G_youshiki/r04/jimu/B5G_r04_pd_manual.pdf)

を参照してください。なお、提出していただいた別紙11は、機構のパーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会にて審査されます。その過程で、追加資料の提出や、リスク低減の方法の検討を求める場合があります。

## 10.9 人を対象とする研究のチェックリスト（別紙12）について

- パーソナルデータチェックリスト（別紙11）を提出する場合、「人を対象とする研究のチェックリスト」（別紙12）の提出も必須です。なお、審査の過程で、追加資料の提出を求める場合や、契約時等に、人を対象とする研究の適正な実施に資する観点から改善等を求める場合があります。

## 10.10 動物実験の実施体制（別紙13）について

- 提案内容に動物実験が含まれる場合には、別紙13の提出が必須です。提案において動物実験を実施する者が、国の指針等に基づき適正に動物実験を実施し得る機関であるかについて、機構は提出していただいた別紙13の内容をもとに審査を行います。なお、審査の過程で、追加資料の提出を求める場合や、契約時等に、動物実験の適正な実施に資する観点から改善等を求める場合があります。

## 10.11 課題間連携アンケート（別紙14）について

- 受託者間の横連携を図る観点から実施者の関心や実施する技術分野に基づいた小グループ（SIG：Special Interest Group）を設置し、意見交換等を行うこととしています。つきましては、現時点でどのSIGに関心があるかについて記載してください。

## 11. 応募の手続き

(1) 提出期限：2022年10月7日（金）正午（必着）

(2) 提出するファイル形式

提出する提案書類の電子データの形式は、以下のとおりです。PDF形式のファイルについては、Webサイトからダウンロードした様式をPDFに変換して提出してください。別紙様式は結合せず、別々にPDFに変換してください。

- PDF形式のファイル：提案書、別紙1～10、別紙13、別紙14、会社等要覧の添付書類、海外共同研究機関・連携機関との共同研究等の文書

なお、別紙9は国際共同研究型及びシーズ創出型の提案では提出不要です。

以下の形式のファイルも併せて提出してください。

- MS-Word形式のファイル：提案書
- MS-Excel形式のファイル：別紙1、別紙3、別紙11、別紙12

(3) 提出方法

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して提出してください。
- e-Radでの応募単位は「研究者単位」ではなく「研究機関単位」です。従って、研究者のIDではなく、機関のIDでログインして提出してください。

## 12. 不合理な重複及び過度の集中の排除

機構では、「競争的資金研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和3年12月17日改正））等を踏まえ、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置を講ずることとしています。

(1) 応募内容に関する情報の共有

(2) 他の競争的研究費及びその他の研究費の応募・受入状況等の確認

（別紙7 研究者の経歴等の状況）

(3) 研究機関における利益相反・責務相反に関する規程の整備状況等の確認

必要に応じて照会を行うことがあります。

(4) 研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保

（別紙8 研究活動に係る透明性確保に関する誓約書）

13. 不正行為に対する措置及び研究資料等の保存

14. 安全保障貿易管理について

15. その他

問い合わせ先： 情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室  
中後 明、近藤 健、遠田 麻衣子  
Tel： 042-327-6011  
E-mail： [info-itaku@ml.nict.go.jp](mailto:info-itaku@ml.nict.go.jp)

# 質疑応答